

薬食発0224第1号
平成24年2月24日

各 { 都道府県知事
政令市長
特別区長
地方厚生局長 } 殿

厚生労働省医薬食品局長



東日本大震災の被害者の児童福祉法第24条の3第4項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令（薬事法令関係）の施行について

現在、東日本大震災の被害者の特定権利利益（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する特定権利利益をいう。以下同じ。）については、東日本大震災の被害者の児童福祉法第24条の3第4項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成23年政令第274号。以下「令」という。）に基づき、平成24年2月29日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を延長する措置が講じられているところである。

今般、薬事法（昭和35年法律第145号）第4条第1項の薬局の開設の許可等の一定の事項については、令における延長期日の翌日以降においても満了日の延長の措置を特に継続して実施する必要があることから、東日本大震災の被害者の児童福祉法第24条の3第4項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令（平成24年政令第39号。以下



「改正政令」という。別添参照。)を制定して令を改正し、その期日を平成24年8月31日まで延長することとした。

これに伴う薬事に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりであるので、御了知の上、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第1 満了日の再延長を行った行政上の権利利益

薬事に関する行政上の権利利益のうち、改正政令により満了日の再延長を行ったものは次のとおりであること。

- 1 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）関係
 - 毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録（第4条第1項）
- 2 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）関係
 - 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許（第50条第1項）
- 3 薬事法（昭和35年法律第145号）関係
 - 薬局の開設の許可（第4条第1項）
 - 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可（第12条第1項）
 - 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可（第13条第1項）
 - 医薬品の販売業の許可（第24条第1項）
 - 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可（第39条第1項）
 - 医療機器の修理業の許可（第40条の2第1項）

第2 留意事項

- 1 今般の改正政令の制定により、満了日の再延長を行った行政上の権利利益は、令により、満了日の延長の措置を行った行政上の権利利益のうち、平成24年2月29日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるものに限られていること。

2 平成 24 年 2 月 29 日の翌日以降において、東日本大震災の被害者が改正政令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置を受けるためには、当該者に対し、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面（以下「申請書」という。）による満了日の延長の申し出を行わせる必要があること。

なお、申請書については、保有する権利利益、特定非常災害の被害者である旨等必要な事項が記載されていれば、様式は問わないこと。

また、申請書の記載事項については、必要な事項が簡潔に記載されていれば適当なものとして受理することとして差し支えないこと。

3 改正政令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置は、法第 3 条第 4 項に基づく特別措置であるので、東日本大震災の発生前と同様に、薬事に関する法令により許可等の更新を行うことのできる者については、改正政令に基づく延長の措置をとることとはせず、薬事に関する法令により許可等の更新を行うこと。

◎東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令（薬事法令関係抜粋）
 新旧対照条文

○東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成二十三年政令第二百七十四号）

改正案	現行
<p>東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）第一条の規定により特定非常災害として指定された東日本大震災の被害者の権利利益であつて次に掲げるものについての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の政令で定める日は、平成二十四年八月三十一日とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（削る）</p> <p>三〇七（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）第一条の規定により特定非常災害として指定された東日本大震災の被害者の権利利益であつて次に掲げるものについての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の政令で定める日は、平成二十四年二月二十九日とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の政令で定める精神障害の状態にあることについて同項又は同条第四項の認定を受けたことにより、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること。</p> <p>四〇八（略）</p> <p>九 薬事法第十三条の三第一項の認定を受けたことにより、本邦に輸出される医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器を製造することができること。</p> <p>十 薬事法第二十三条の二第一項の登録を受けたことにより、同項の認証を行うことができること。</p>

（傍線部分は改正部分）

八〇十 (略)
(削る)

(削る)

十一〇十八 (略)
(削る)

十一〇二十一 (略)

十一〇十三 (略)

十四 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号) 第四条の規定により特別給付金を受ける権利の裁定の請求をすることができること。

十五 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号) 第七条の規定による自立支度金の支給の申請をすることができること。

十六〇二十三 (略)

二十四 介護保険法第六十九条の七第一項の介護支援専門員証の交付を受けたことにより、同法第七条第五項に規定する介護支援専門員としての業務を行うことができること。

二十五〇二十七 (略)

東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年二月二十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三十九号

東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第四項の規定に基つき、この政令を制定する。

東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成二十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十四年二月二十九日」を「平成二十四年八月三十一日」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第九号及び第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号を第九号とし、第十三号を第十号とし、第十四号及び第十五号を削り、第十六号を第十一号とし、第十七号から第二十三号までを五号ずつ繰り上げ、第二十四号を削り、第二十五号を第十九号とし、第二十六号を第二十二号とし、第二十七号を第二十一号とする。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、本則中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第九号及び第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号を第九号とし、第十三号を第十号とし、第十四号及び第十五号を削り、第十六号を第十一号とし、第十七号から第二十二号までを五号ずつ繰り上げ、第二十四号を削り、第二十五号を第十九号とし、第二十六号を第二十二号とし、第二十七号を第二十一号とする改正規定は、平成二十四年三月一日から施行する。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令の一部改正)

第二条 健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。
(東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部改正)

第三条 東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成二十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

本則第十五号中「介護保険法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百零二条の二第一項の規定によりなおその効力を有するもの」とした同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に改める。

(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正)

第三条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第三百七十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。
(東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部改正)

第十七条の二 東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成二十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。
本則第十三号中「第八号第二十一項」を「第八号第二十三項」に改め、本則第十四号中「第八号第二十四項」を「第八号第二十六項」に改め、本則第十九号中「第八号第二十五項」を「第八号第二十七項」に改める。

(障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉施策を見直すための間に於いて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正)

第四条 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉施策を見直すための間に於いて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の次に次の一条を加える。
(東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部改正)

第三十四条の二 東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成二十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定等」を「食品衛生法第五十二条第一項の許可等」に改める。
本則第一号を削り、本則中第二号を第一号とし、第三号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、本則第二十号中「第三十条第一項又は附則第二十一条第一項」を「又は第三十条第一項」に改め、同号を本則第十九号とし、本則第二十一号を本則第二十号とし、本則に次の四号を加える。

二十一 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉施策を見直すための間に於いて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）以下「整備法」という。附則第二十三条第一項の規定により整備法第五条の規定による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）以下「新児童福祉法」という。第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十一条の五の三第一項又は第二十一条の五の四第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の障害児通所給付費等の支給を受けることができること。

二十二 整備法附則第二十三条第二項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の十三第二項の規定により読み替えて適用する新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十一条の五の三第一項又は第二十一条の五の四第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の障害児通所給付費等の支給を受けることができること。

二十三 整備法附則第二十三条第三項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十一条の五の三第一項又は第二十一条の五の四第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の障害児通所給付費等の支給を受けることができること。

二十四 整備法附則第二十六条の規定により新児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により同項の障害児入所給付費の支給を受けることができること。

厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦